

高砂市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
18年度	95,770	29,040,621	1,066,368	7,620,947	26.2	27.0

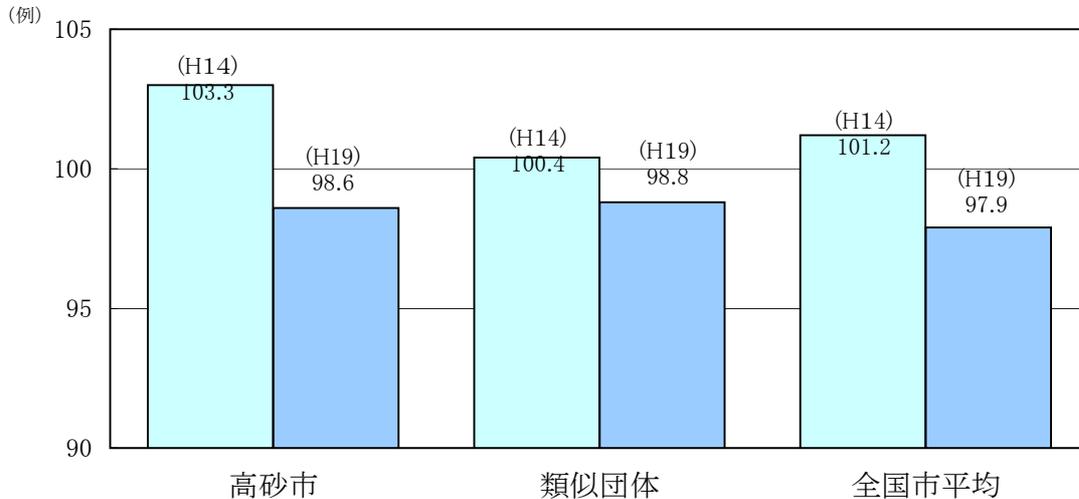
(注) 人件費には、特別職(市長、副市長、市議会議員等)に支給される給料、報酬などを含む。

(2) 職員給与費の状況（各会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
18年度 一般会計	784	3,343,924	785,216	1,454,357	5,583,497	7,121
特別会計	83	334,126	80,840	144,633	559,599	6,742
水道・ 工業用 事業 会計	53	230,358	64,307	100,401	395,066	7,454
病院事 業会計	367	1,378,334	569,596	579,215	2,527,145	6,885

- (注) 1 各職員数については18年4月1日の職員数である。
 2 給与費は18年度決算の額である。
 3 職員手当には児童手当、退職手当を含まない。
 4 特別会計とは下水道・国民健康保険・介護保険・老人保健医療の各事業を合わせた会計である。
 5 特別職(市長、副市長、市議会議員)は含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したもの。

【参考】 地域手当補正後のラスパイレス指数 102.5
 (平成19年4月1日)

(注) H9.4.1現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したもの
 ※「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
高砂市	45.2 歳	359,370 円	450,909 円	420,944 円
兵庫県	44.2 歳	364,142 円	474,770 円	424,983 円
国	40.7 歳	325,724 円	— 円	383,541 円
類似団体	44.2 歳	350,328 円	464,190 円	442,463 円

(注) 1 一般行政職とは、税務職、福祉職、消防職、企業職、教育職、医療職及び技能労務職以外のものである。

②技能労務職

区分	公務員					民間従業員		
	平均年齢	職員数 (人)	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)
高砂市	50.1歳	159	358,586円	436,263円	397,044円	—	—	—
うち清掃職員	48.6歳	57	354,258円	480,368円	401,083円	廃棄物処理業者	43.3歳	299,800円
うち用務員	55.9歳	16	390,661円	417,866円	416,097円	用務員	53.9歳	227,200円
うち学校給食員	55.8歳	22	378,519円	408,545円	405,245円	調理士	40.4歳	253,300円
兵庫県	47.1歳	1,099	348,444円	423,412円	391,872円	—	—	—
国	48.8歳	5,193	287,094円	—	320,514円	—	—	—
類似団体	44.1歳	28	336,121円	441,390円	403,779円	—	—	—

区分	都道府県(公務員)			兵庫県(公務員)			類似団体		
	平均年齢	職員数 (人)	平均給与月額	平均年齢	職員数 (人)	平均給与月額	平均年齢	職員数 (人)	平均給与月額
清掃職員	46.8歳	50	497,800円	—	—	—	42.2歳	5	393,800円
用務員	48.5歳	9,260	384,000円	50.2歳	390	426,966円	47歳	5	409,280円
学校給食員	48.4歳	670	368,200円	—	—	—	—	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、特殊勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～18年の3ヵ年平均です)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全一致しているものではない。

※ 上記の平均年齢・平均給料は企業会計職員(病院、水道、工業用水道事業職員)は含んでいない。

(2) 職員の初任給の状況（19年4月1日現在）

区分		高砂市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	178,600 円	180,400 円	170,200 円
	高校卒	144,100 円	145,400 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	144,100 円	141,500 円	135,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在）

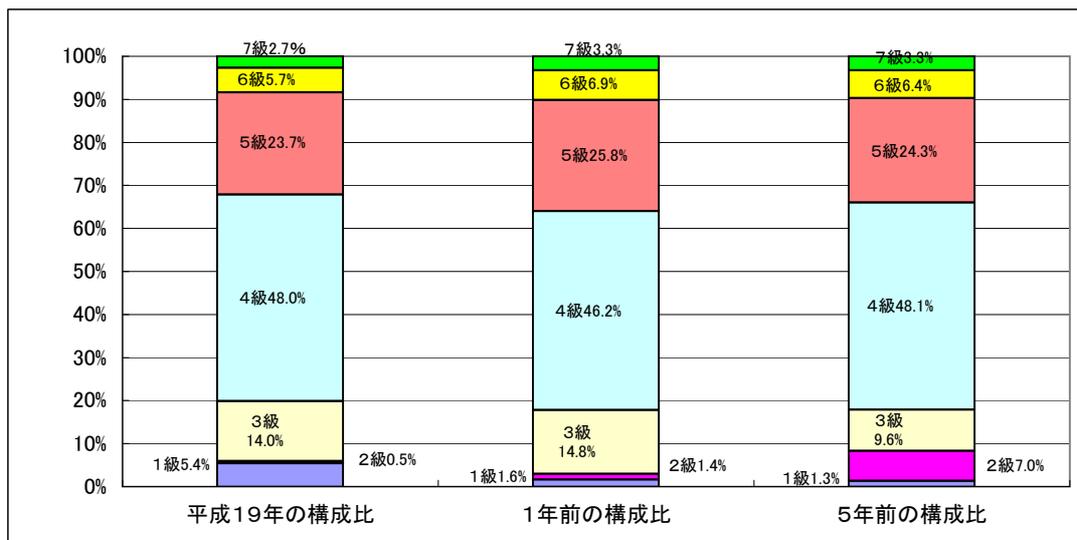
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	274,532 円	320,964 円	367,824 円
	高校卒	該当職員なし	該当職員なし 円	該当職員なし
技能労務職	高校卒	276,741 円	321,950 円	379,319 円
	中学卒	該当職員なし	320,900 円	377,007 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1年前の構成比	5年前の構成比
7級	部長・室長・局長	11人	2.7%	3.3%	3.3%
6級	次長・室長・局長	23人	5.7%	6.9%	6.4%
5級	課長・主幹・副課長	96人	23.7%	25.8%	24.3%
4級	係長・主任	194人	48.0%	46.2%	48.1%
3級	事務吏員・技術吏員	57人	14.0%	14.8%	9.6%
2級	事務吏員・技術吏員	2人	0.5%	1.4%	7.0%
1級	事務吏員・技術吏員	22人	5.4%	1.6%	1.3%

- (注) 1 高砂市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 上記の職員数には企業会計職員（病院・水道・工業用水道事業職員）は含まない。



4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高砂市	兵庫県	国
1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,776 千円	1人当たり平均支給額(平成18年度) 2,039 千円	—
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分	同左	同左
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(2) 退職手当（平成19年4月1日現在）

高 砂 市			県・国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (平成19年度より退職勸奨制度の運用を中断)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置として2%から20%を加算)		
1人当たり平均支給額		5,335 千円	25,416 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		237,098 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)		273,785 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度(支給率)
全市域	6 %	866 人	2.5 %

(4) 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績(平成18年度決算)		35,284 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)		194,939 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)		20.9 %	
手当の種類(手当数)(平成19年4月1日)		28	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
主任技術者手当	電気事業法の規定により選任された主任技術者職員		月額2,000円
酸欠等作業主任手当	労働安全衛生法14条の規定より、酸素欠乏危険場所における作業について選任された作業主任者		月額1,000円
廃棄物処理技術管理者手当	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により選任された技術管理者に対して支給する。		月額1,000円
ボイラー運転手当	労働安全衛生法14条の規定より選任されたボイラー取扱作業主任者でボイラー業務に従事した職員		月額1,000円
作業主任手当	葬祭業務、ごみ収集業務、リサイクル施設管理業務及びし尿収集業務に従事する作業主任である職員	葬祭、ごみ収集、リサイクル施設管理、し尿収集業務	月額5,000円
監督手当	葬祭業務、ごみ収集業務、リサイクル施設管理業務及びし尿収集業務及び道路補修業務に従事する作業主任である職員		月額2,000円 ただし道路補修業務については月額1,000円
児童学園保育士手当	児童学園に勤務する保育士(選任延長を除く。)に対して支給		月額2,000円
交替勤務手当	24時間の交替制勤務職場において、深夜に勤務を割り振られている職員(消防職員、看護師)に対して支給する	24時間の交替制勤務職場において、深夜に勤務を割り振られている業務に従事したとき。	月額1,000円
社会福祉業務手当	福祉部福祉地域課に所属する職員で、訪問指導、相談及び保護その他の措置等の業務に従事した職員	福祉部福祉地域課に所属する職員で、訪問指導、相談及び保護その他の措置等の業務に従事したとき	従事した日1日につき100円
行旅死亡人取扱手当	霊園管理課、行旅死亡人の移送、埋葬業務に従事した職員	行旅死亡人の移送、埋葬業務に従事したとき	1回につき1,500円
感染症防疫手当	感染症の防疫に従事した職員	感染症の防疫業務に従事したとき	従事した日1日につき500円
公有地取得買取手当	公有地の取得交渉に従事した職員	公有地の取得交渉業務に従事したとき	1回につき200円
葬祭業務手当	葬祭用祭壇の飾付け又は片付けの業務に従事した職員	葬祭用祭壇の飾付け又は片付けの業務に従事したとき	従事した日1日につき300円

遺がい遺骨業務手当	霊きゅう用乗合自動車による遺がい又は遺骨の輸送に従事した職員	零きゅう用乗り合自動車による遺がい又は遺骨の輸送業務に従事したとき	従事した日1日につき300円
火葬業務手当	火葬業務に直接従事した職員	火葬業務に直接従事したとき	従事した日1日につき1,000円
取骨業務手当	取骨業務に直接従事した職員	取骨業務に直接従事したとき	従事した日1日につき600円
産汚染物等取扱手当	産汚物、医療汚物、犬猫類の遺がい等の取扱業務に従事した職員	産汚物、医療汚物、犬猫類の遺がい等の取扱業務に従事したとき	従事した日1日につき200円
清掃業務手当	ごみ又はし尿の処理作業に従事した職員	ごみ又は、し尿の処理作業業務に従事したとき	従事した日1日につき1,500円
分別処理手当	ごみの分別収集業務又は粗大ごみの分別処理業務に直接従事した職員	ごみの分別収集業務又は粗大ごみの分別処理業務に従事したとき	従事した日1日につき100円
害虫防除作業手当	害虫等の駆除のため、薬剤散布作業に従事した職員	害虫等の駆除のため、薬剤散布作業に従事したとき	従事した日1日につき350円
救急出動手当	消防署に勤務する職員で救急のため出動し、救急活動に従事した職員	救急のため出動し、救急活動業務に従事したとき	1回につき200円 ただし救急救命士の資格を有する者が、救急救命処置を行った場合にあっては300円を加算する
消防出動手当	消防署に勤務する職員で救急以外の災害のため出動し、災害対策に従事した職員	救急以外の災害のため出動し、災害対策業務に従事したとき	1回につき250円 ただし業務に従事した時間が2時間を越える場合にあっては、250円を加算する
下水道業務手当	管渠清掃業務に従事した職員	管渠清掃業務に従事したとき	従事した日1日につき200円
特殊自動車運転手当	特殊用途自動車の運転に常時従事する職員が公道において運行を行った場合に支給する。	特殊用途自動車の運転に常時従事する職員が公道において運行業務に従事したとき	従事した日1日につき100円
大型自動車運転手当	人を搬送するため公用自動車(乗車定員が11名以上のものに限り)の運転業務に従事した職員	人を搬送するため公用自動車(乗車定員が11名以上のものに限り)の運転業務に従事したとき	従事した日1日につき200円
緊急呼出手当	正規の勤務時間外に緊急の呼び出しにより出動を命じられ、浸水対策、道路補修等の緊急作業又は苦情処理業務に従事した職員	正規の勤務時間外に緊急の呼び出しにより出動を命じられ、浸水対策、道路補修等の緊急作業又は苦情処理業務に従事したとき	従事した日1回につき300円
徴収業務手当	訪問による市税、保険料、使用料、手数料等の滞納金の徴収業務に一日2時間以上従事した職員	訪問による市税、保険料、使用料、手数料等の滞納金の徴収業務に一日2時間以上従事したとき	従事した日1日につき100円
年末年始手当	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事した職員	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事したとき	従事した日1日につき、5,000円とする。ただし、勤務した時間が4時間以下の場合にあっては、2,500円とする。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成18年度決算)	182,250 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	273 千円
支給実績(平成17年度決算)	203,255 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	290 千円

(6) その他の手当 (平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)2人目までの扶養親族 6,000円 (3)配偶者を有しない場合の一人目の扶養親族 11,000円 (4)扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の扶養親族 6,500円 (5)16歳の年度末初めから22歳年度末までの子 5,000円を加算	同じ		120,878千円
住居手当	(1)借家居住者 (家賃に応じて支給) 最高支給限度額 27,000円 (2)自宅居住者 5,000円	異なる	自宅居住者で新築、購入した職員については、新築、購入後5年に限り2,500円	61,602千円
通勤手当	(1)交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000円 (2)自動車等利用者 2キロ未満 0円 2キロ以上5キロ未満 2,000円 5キロ以上10キロ未満 4,100円 10キロ以上15キロ未満 6,500円 15キロ以上20キロ未満 8,900円 20キロ以上25キロ未満 11,300円 25キロ以上30キロ未満 13,700円 30キロ以上35キロ未満 16,100円 35キロ以上40キロ未満 18,500円 40キロ以上45キロ未満 20,900円 45キロ以上50キロ未満 21,800円 50キロ以上55キロ未満 22,700円 55キロ以上60キロ未満 23,600円 60キロ以上 24,500円	同じ		36,710千円
管理職手当	部長、局長 104,000円 参事(部長級) 80,000円 次長・参事(次長級) 75,000円 課長、主幹 57,000円 副課長 39,000円	異なる	給料月額に25/100を超えない範囲で職責に応じた一定率を乗じて得た額	134,829千円

5 特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市 長	834,400	円	(参考)類似団体における最高/最低額 ※18年6月～22年3月まで			
	副 市 長	703,560	円	市長 20% 減額 副市長 18% 減額 ()内は減額前の月額			
報 酬	議 長	629,000	円				
	副 議 長	575,000	円				
	議 員	522,000	円				
期 末 手 当	市 長	(18年度支給割合)					
	副 市 長	4.45	月分	6月期	2.125月分	12月期	2.325月分
	議 長	(18年度支給割合)					
	副 議 長	4.45	月分	6月期	2.125月分	12月期	2.325月分
退 職 手 当	市 長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)	
		給料月額 × 在職月数 × 支給率					
	市 長	1,043,000	× 48月 × 0.4136	=	20,706,470	任期毎	
副 市 長	858,000	× 48月 × 0.2538	=	10,452,499	任期毎		
備 考							

- (注) 1 市長、副市長の給料の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、平成19年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

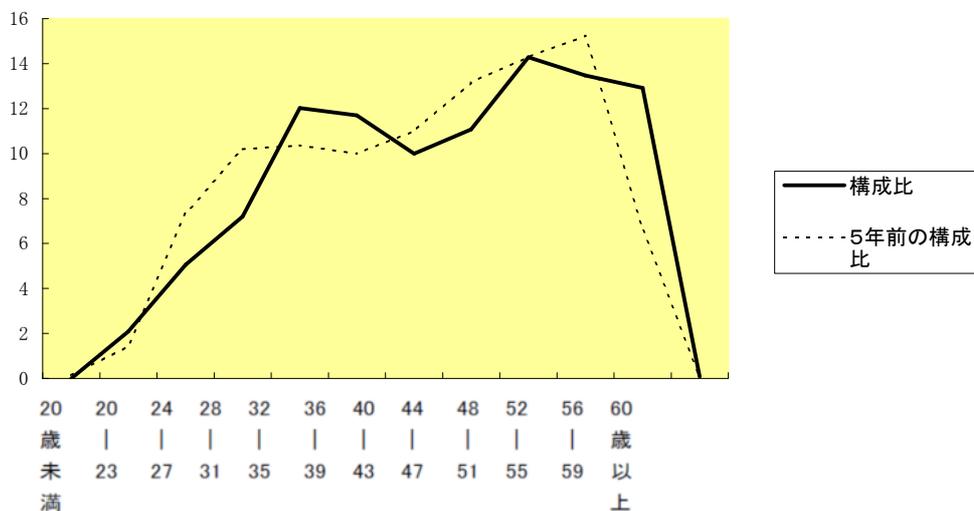
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成18年	平成19年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	10	10	0	
		総務	138	130	△8	国体推進業務の終了など
		税務	38	38	0	
		民生	156	155	△1	畜場業務の一部民間委託など
		衛生	111	107	△4	
		労働	4	1	△3	勤労青少年ホームの廃止など
		農林水産	16	17	1	
		商工	3	3	0	
		土木	66	59	△7	指定管理者制度導入による業務の見直しなど
	小 計	542	520	△22	※〈参考〉人口1,000人当たり職員数 5.4人	
	教育部門	149	141	△8	学校給食の一部民間委託・業務の見直しなど	
	消防部門	93	90	△3	退職による欠員不補充など	
	小 計	242	231	△11		
公 営 企 業 部 門	病 院	367	363	△4	退職による欠員不補充など	
	水 道	53	53	0		
	下水道	55	50	△5	伊保浄化センターの運転監視業務委託など	
	その他	28	29	1		
	小 計	503	495	△8		
合 計		1,287	1,246 [1,437]	△41	※〈参考〉人口1,000人当たり職員数 13.01人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。
 ※ 上記の職員数には教育長を含む。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成19年4月1日現在）

(例) %



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	26	63	90	150	146	125	138	178	168	161	0	1,245

※上記の職員数には教育長は含まれていない。

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
人	人	人	%
1,317	1,225	92	7.0

(参考) 高砂市における定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	△92人

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

(19年4月1日現在)

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年～19年	(参考)
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計	数値目標
一般行政	職員数	533	505	492	497	501	502	—	502
	増 減		△28	△13	5	4	1	△41	△31
保育職・教諭	職員数	115	111	109	108	109	110	—	110
	増 減		△4	△2	△1	1	1	△6	△5
消 防	職員数	91	93	90	93	92	93	—	93
	増 減		+2	△3	3	△1	1	△1	2
技能労務職	職員数	256	246	232	221	206	192	—	192
	増 減		△10	△14	△11	△15	△14	△24	△64
医 療 職	職員数	322	322	322	326	328	328	—	328
	増 減		—	—	4	2	—	0	6
計	職員数	1,317	1,277	1,245	1,245	1,236	1,225	—	1,225
	増 減		△40	△32	0	△9	△11	△72 (78.2%)	△92

- (注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。